平成２７年（フ）第３５１号
新潟市西蒲区巻甲2383番地６
債務者　山岸　忠徳
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第７５号
新潟県燕市水道町１丁目６番25号
債務者　島田亜紀子
１　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２７年（フ）第２５０号
金沢市諸江町中丁279番地１　サンシャインＡ104号、従前の住所石川県河北郡内灘町字緑台１丁目79番地２
債務者　竹村　春子
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３０号
三重県尾鷲市矢浜岡崎町934番地１
債務者　竹平　和子
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２７年（フ）第１４６号
滋賀県彦根市里根町188番地14（16号）
債務者　柏原　　武
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１２９号
山口県下関市豊北町大字滝部3655番地　市営旭ヶ丘住宅Ｒ２棟　302号
債務者　秋枝　信江
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
福岡県八女市馬場242番地１
債務者　川島　　誠
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２７年（フ）第３８０号
大分県別府市大字鶴見139番地の４　エクセルやまなみ401号
債務者　佐藤由紀子
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６０号
宮崎県児湯郡川南町大字川南17676番地４
債務者　壱岐建設こと　壱岐　晃義
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２９０号
宮崎市大字本郷南方2657番地１　グランヴィラージュ103号、前住所宮崎県日南市乙姫町５番18号
債務者　大衛　貴美
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３２１号
宮崎市恒久南３丁目11番地16　弥生コーポ205号
債務者　杉田　次穂
１　決定年月日時　平成27年11月17日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第８２号
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5235番地３下沖ハイツ103
債務者　山元　愛勝
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第６２号
鹿児島県姶良市加治木町小山田307番地
債務者　吉満　和幸
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
鹿児島県姶良市加治木町朝日町56番地２
債務者　松原　秀樹
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第９２号
鹿児島県霧島市牧園町上中津川236番地
債務者　中村　幸雄
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第５６３号
静岡市清水区興津清見寺町483番地の５、旧住所静岡市清水区横砂東町30番１号
債務者　加々美智暁
１　決定年月日時　平成27年11月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月18日午前11時45分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４７４号
静岡県浜松市東区小池町1605番地の１　レリブ小池Ⅱ－202
債務者　川合　政広
１　決定年月日時　平成27年11月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月15日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係